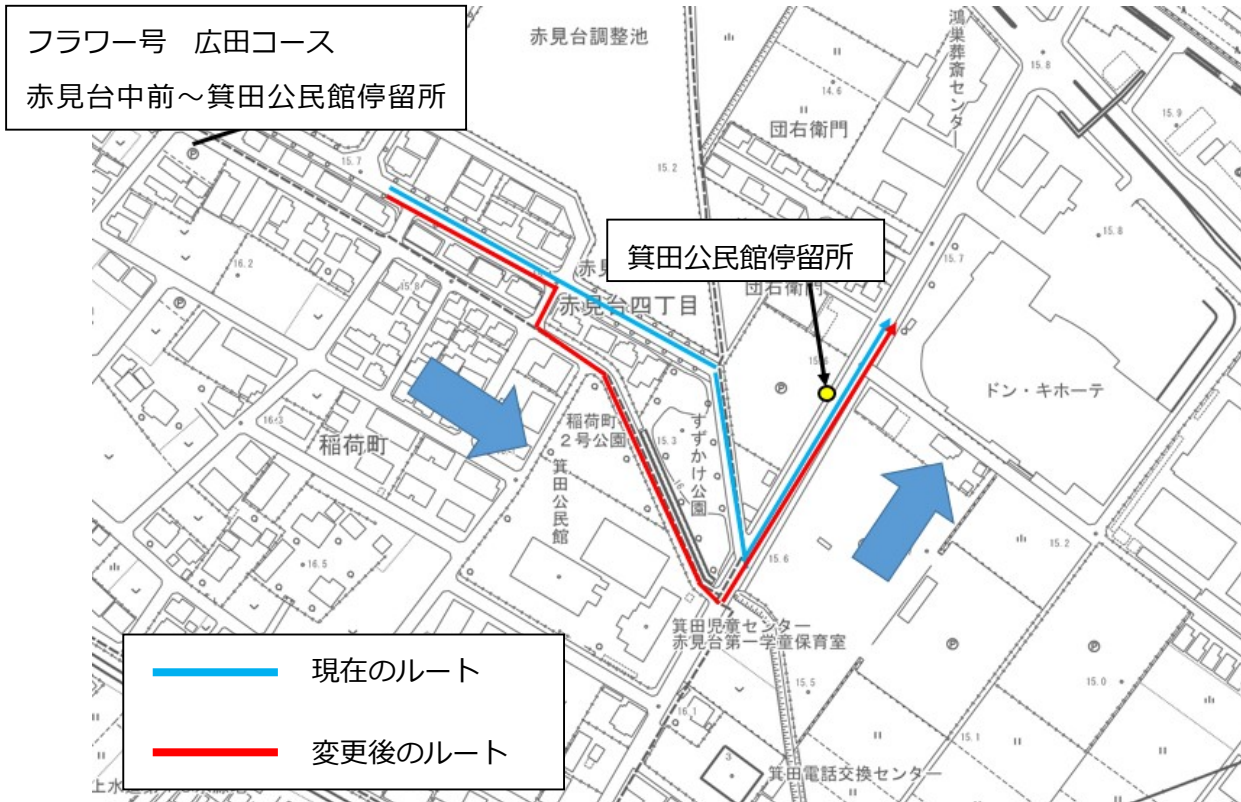


(1) 広田コースのルート変更に伴う運賃設定について

1 広田コースルートの変更後運賃について

広田コース（北鴻巣駅→ふるさと館）「赤見台中前」停留所～「箕田公民館」停留所間における鋭角な左折進入箇所の改善のため、下記図の通り一部ルートを変更するが、フラワー号の運賃は均一運賃であることから、ルート変更後も運賃は現行どおりとする。



2 運用について

- 運用開始日 令和7年4月1日
- 周知方法 周辺住民へ回覧文書配布

3 住民、利用者その他利害関係者の意見について

道路運送法第9条第5項の規定により、運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見聴取をする必要があることから、次のとおり実施。

【方法】 広報こうのす 11月号に掲載

【募集期間】 令和6年11月15日から令和6年12月13日まで

【意見数】 0件